

岩手県告示第460号

令和5年8月25日付け岩手県報第12324号掲載保安林の指定施業要件の変更（令和5年岩手県告示第430号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 久慈市大川目町第1地割113、113の1
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 村田伊智子、村田長一、村田善哉
- 2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所